



優良住宅部品認定基準及び付加認定基準

Certification Standards for Quality Housing Components

石油給湯機

Oil Water Heaters

BLS OH:2015

2015年8月31日公表・施行

一般財団法人 **ニセーリビシタ**

目次

優良住宅部品認定基準

石油給湯機

I. 総則

1. 適用範囲
2. 用語の定義
3. 部品の構成
4. 材料
5. 施工の範囲
6. 寸法

II. 要求性能

- 1 住宅部品の性能等に係る要求事項
 - 1.1 機能の確保
 - 1.2 安全性の確保
 - 1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保
 - 1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保
 - 1.2.3 健康上の安全性の確保
 - 1.2.4 火災に対する安全性の確保
 - 1.3 耐久性の確保
 - 1.4 環境に対する配慮（この要求事項は、必須要求事項ではなく任意選択事項である）
 - 1.4.1 製造場の活動における環境配慮
 - 1.4.2 石油給湯機のライフサイクルの各段階における環境配慮
 - 1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮
 - 1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮
 - 1.4.2.3 施工時における環境配慮
 - 1.4.2.4 使用時における環境配慮
 - 1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮
 - 1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮
- 2 供給者の供給体制等に係る要求事項
 - 2.1 適切な品質管理の実施
 - 2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保
 - 2.2.1 適切な品質保証の実施
 - 2.2.2 確実な供給体制の確保
 - 2.2.3 適切な維持管理への配慮
 - 2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮
 - 2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮
 - 2.2.4 確実な維持管理体制の整備
 - 2.2.4.1 相談窓口の整備
 - 2.2.4.2 維持管理の体制の構築等
 - 2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理
 - 2.3 適切な施工の担保
 - 2.3.1 適切なインターフェースの設定
 - 2.3.2 施工方法・納まり等の明確化
- 3 情報の提供に係る要求事項
 - 3.1 基本性能に関する情報提供
 - 3.2 使用に関する情報提供
 - 3.3 維持管理に関する情報提供
 - 3.4 施工に関する情報提供

III. 附則

優良住宅部品認定基準

石油給湯機

I. 総則

1. 適用範囲

住宅の浴室、洗面所、台所、洗濯機置場等の複数カ所へ給湯を行うことができる JIS 1 号灯油を燃料とした給湯機に適用する。

2. 用語の定義

a) JIS 1 号灯油：JIS K 2203:1996（灯油）で定める 1 号灯油をいい、灯火用及び暖房用・厨房用燃料を用途とする。

b) 給湯専用給湯機：給湯専用の給湯機をいう。

c) 追いだき機能付給湯機：浴槽の追いだき機能を有する給湯機をいう。

d) 熱交換方式

1) 瞬間式：JIS S 3024:2013（石油小形給湯機）又は JIS S 3027:2013（石油給湯機付ふろがま）における瞬間形をいう。

2) 瞬間貯湯式：JIS S 3024:2013 又は JIS S 3027:2013 における貯湯式急速加熱形をいう。

3) 貯湯式：JIS S 3021:2013（油だき温水ボイラ）に適合するものをいう。

e) 追いだき機能：浴槽内の湯を再加熱する機能をいい、以下の方式がある。

1) 循環加熱式：浴槽内の湯を浴槽と給湯機との間で循環させながら加熱する方式をいう。なお、この方式は、自然循環と強制循環とに分類される。

① 自然循環：浴槽内の湯を自然の循環作用を利用して加熱するものをいう。

② 強制循環：浴槽内の湯をポンプで強制的に循環させ加熱するものをいう。

2) 高温水供給式：浴槽内に 80℃以上の高温水を浴槽の給湯口より直接供給して加熱する方式をいう。なお、この方式は I 型と II 型とに分類される。

① I 型：高温水温度が 90℃以上のものをいう。

② II 型：高温水温度が 80℃以上 90℃未満のものをいう。

f) 自動湯温安定式：出湯量の変化に対して、設定出湯温度になるように自動的に燃焼量（能力）を調節する方式をいい、選択湯温式と可変湯温式とがある。

1) 選択湯温式：使用目的に応じて 60～85℃に設定し、湯水混合水栓を使用するものをいう。

2) 可変湯温式：湯温設定が可変になっており、設定した出湯温度が得られる方式をいう。

g) 自動機能

1) 自動湯張り機能：浴槽の注湯口から適温の湯を設定された水位又は湯量まで供給することを自動的に制御する機能をいう。

2) 自動沸き上げ機能：浴槽内の湯の温度を設定された温度まで自動的に沸き上げる機能をいう。

3) 自動保温機能：一定時間の間、浴槽内の湯温を設定された温度に自動的に保つ機能をいう。

4) 自動足し湯機能：一定時間内に浴槽内の湯が減った場合、設定された水位まで自動的に湯を補給する機能をいう。

h) 追いだき機能付給湯機の設置位置

- 1) 浴室隣接設置型：浴室の近傍に設置が制限されるものをいう。
 - 2) 設置フリー：浴槽から離れた位置でも設置できるものをいい、1階専用タイプ及び2階以上対応がある。
- i) 給排気方式
- 1) F F式：JIS S 3030:2002（石油燃焼機器の構造通則）で定める屋内用密閉式強制給排気形をいい、F Fは、「Forced Draught Balanced Flue」の略である。
 - 2) C F式：JIS S 3030:2002で定める屋内用半密閉式強制通気形及び屋外用強制通気形をいい、C Fは、「Conventional Flue」の略である。
 - 3) F E式：JIS S 3030:2002で定める屋内用半密閉式強制排気形及び屋外用強制排気形をいい、F Eは、「Forced Exhaust」の略である。
 - 4) R F式：JIS S 3030:2002で定める屋外用開放形をいい、R Fは、「Roof Top Flue」の略である。
- j) 取替えパーツ：将来的に交換が可能な構成部品若しくはその部分又は代替品をいう。
- k) 消耗品：取替パーツのうち、耐用年数が短いもので、製品本体の機能・性能を維持するために交換を前提としているもの。
- l) メンテナンス：製品の利用期間中にわたり、その機能・性能を維持・保守する行為をいう。当基準上では、計画的な維持・保守に加え、製品の破損・故障に対する緊急補修や、クレーム処理などをその範囲に加える。
- m) インターフェイス：他の住宅部品、住宅の躯体等との取り合いをいう。

3. 部品の構成

- a) 標準的な構成は表－1による。

表－１ 構成部品

構成部品名		給湯専用給湯機	追いだき機能付給湯機	備考
機器本体	ケーシング、熱交換器、バーナ、ケーシング内の配線・配管等	●	●	
給排気部品	給・排気筒、給・排気筒トップ	○	○	屋外用で排気延長しないものは除く。
操作部	メインリモコン（台所リモコン）	○	○	屋内用並びに屋外用で固定湯温式の場合は、操作部が機器本体に組み込まれていてもよい。また、浴室リモコンがメインリモコンを兼ねてもよい。
	浴室リモコン	—	○	
機器設置用必要部品	機器本体の標準取付部品	●	●	
	耐震用支持金物	●	●	建物の3階以上の階に重量100kg以上の機器を設置する場合のみ該当する。
端末機器	循環アダプター、風呂アダプター（追いだき用配管と浴槽との取り合い部品）	—	○	
安全装置	漏電遮断機	△	○	
配線	建物側電源までの標準配線	●	●	
	リモコンまでの標準配線	○	○	コードレスリモコンを除く。
	アース線	△	△	
配管	建物側配管への接続配管（給水・給湯・灯油配管）	△	△	
	追いだき用配管	—	○	
弁類	水道用減圧弁	○	○	瞬間式を除く。
	逃がし弁	○	○	瞬間式を除く。
油タンク		△	△	

注) 構成の別

- ：(必須構成部品)住宅部品として基本性能上、必ず創部されていなければならない部品及び部材を示す。
- ：(セットフリー部品)必須構成部品のうち、販売上必ずしもセットしなくてもよい部品及び部材を示す。
- △：(選択構成部品) 必須構成部品に選択的に付加することができるもので、必ずしも保有しなくてもよい部品及び部材を示す。

4. 材料

必須構成部品及び選択構成部品に使用する材料の名称及び該当する JIS 等の規格名称を明確化し、又は、JIS 等と同等の性能を有していることを証明すること。

5. 施工の範囲

構成部品の施工は、原則として次による。

- 1) 機器本体、給排気部品、操作部及び端末機器の取付
- 2) 機器本体からリモコンまでの標準配線の取付
- 3) 構成部品に含まれる給水・給湯・灯油配管の機器本体への取付
- 4) 追いだき用配管の機器本体への取付並びに浴槽側の循環アダプター又は風呂アダプターとの接続（追いだき機能付のみ）
- 5) 機器本体から排気筒トップ又は給排気筒トップまでの排気管又は給排気管の取付

6. 寸法

- 1) 給排気部の寸法は、表－2による。

表－2 給排気部の寸法

対象となる給排気方式	給排気部寸法	備 考
屋内用 F F 式	壁用スリーブの取り付け穴の開口寸法が 75, 120, 165, 175mm のいずれかに対応するものとする。	JIS S 3025:1996 (燃焼機器用給排気筒) による。
屋内用 F E 式・ 屋外用 F E 式	呼び径が 100, 106, 110, 120mm のいずれかとする。	JIS S 2080:2000 (燃焼機器用排気筒) による。

- 2) 各配管の接続径は、表－3による。

表－3 各配管の接続径

配管種類	配管接続径* ¹	備 考
灯油	8A	* 1 R3/4及びR1/2は、JIS B 0203:1999 (管用テーパねじ) で定めるねじの呼びを示す。 * 2 循環加熱式 (自然循環) を除く。
給水・給湯	R3/4(20A) 又は R1/2(15A)	
追いだき* ²	R3/4(20A) 又は R1/2(15A)	

- 3) 灯油配管の位置は、下出しの場合、給水配管より右側 (灯油 A) に、また、横出しの場合、他の横出し配管と同一側でかつ給水・給湯管より下側 (灯油 B) とすること。なお、他の横出し配管がない場合は、右側面 (据置型の場合は左側面でも可) の下半分の位置 (灯油 C) とする。(図－1, 2 参照)

ただし、据置型の場合は機器本体背面の下半分の位置でも可とする。

4) 給水、給湯、追いだきの配管の配列は、下出し配管タイプ（給水・給湯の双方を下から取り出すタイプ）又は横出し配管タイプ（給水・給湯の双方を側面から取り出すタイプ）の場合は、それぞれ図-1, 2による。

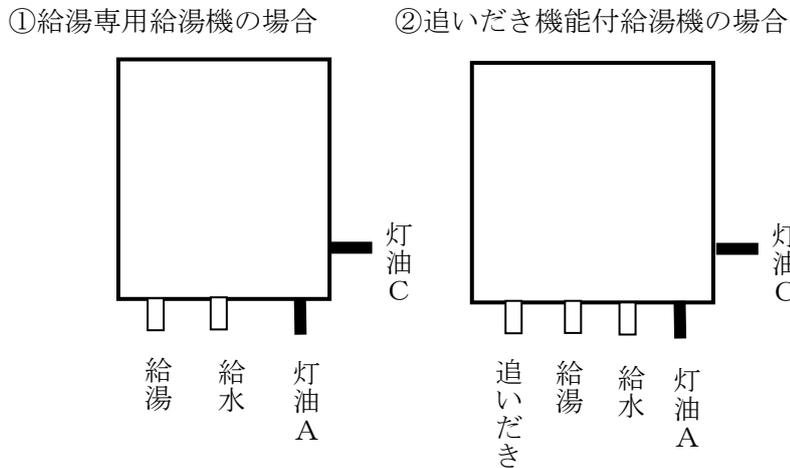
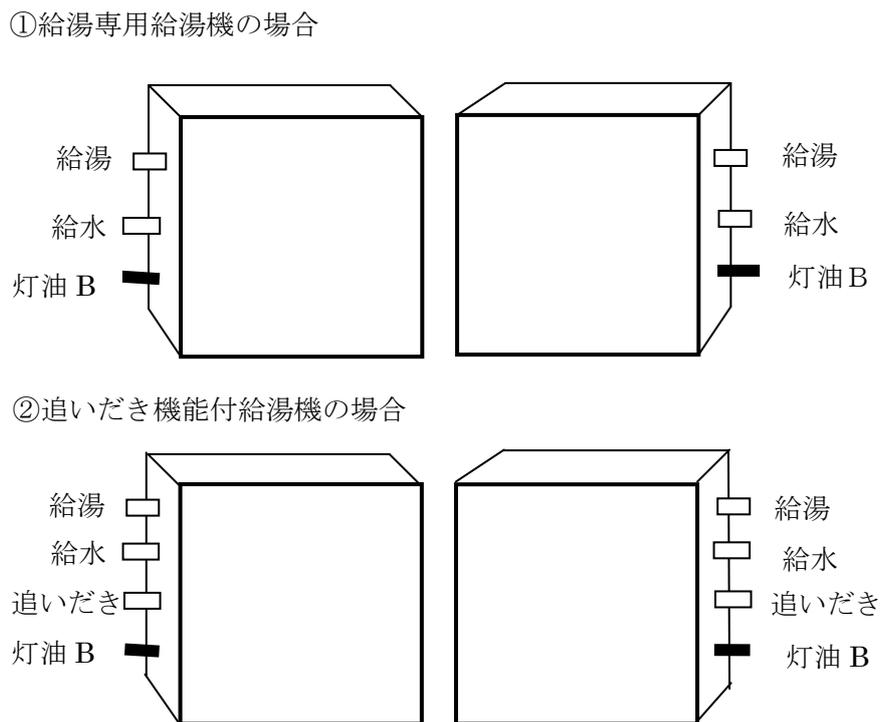


図-1 下出し配管タイプの場合の配管配列



* 追いだきの行き管と戻り管との間隔を開ける必要があることから、灯油管が追いだきの戻り管より上にあっても可とする。

図-2 横出し配管タイプの場合の配管配列

II. 要求事項

1 住宅部品の性能等に係る要求事項

JHIA S-3021 (油だき温水ボイラ検査基準)、JHIA S-3024 (石油小型給湯機検査基準)、JHIA S-3027(石油給湯機付ふろがま)、JHIA S-3020 (石油燃焼機器用油タンク検査基準) 及び JHIA

N-5735（石油小型給湯機及び石油給湯付ふろがまの窒素酸化物排出量に関する検査基準）に係る基準によるほか、次による。

1.1 機能の確保

a) 給湯・追いだき機能の能力

表－4 給湯・追いだき機能の能力

種 類		熱交換方式	給湯・追いだき機能の能力（出力）
給湯専用給湯機		瞬間式	27.9kW～58.1kW
		瞬間貯湯式	
		貯湯式	5℃の水温を40K上昇させた湯を20分間で180 l 出湯できる能力。
追いだき機能付給湯機	給湯機能部	瞬間式	27.9kW～58.1kW
		瞬間貯湯式	
	追いだき機能部	循環加熱式	浴槽の湯温20℃のとき、5.8kW以上
		高温水供給式	

※ 追いだき機能付給湯機は、原則として給湯機能と追いだき機能とが同時に使用できること。ただし、同時に使用できないものにあつては給湯優先とする。

b) 熱効率

熱効率は次のいずれかによること。

①定格効率

- ・連続給湯効率は、瞬間式は86%以上、瞬間貯湯式は87%以上、貯湯式は85%以上で、かつ表示連続給湯効率の90%以上であること。
- ・追いだき機能付の場合の湯沸効率は、循環加熱式（自然循環）は66%以上、循環加熱式（強制循環）は70%以上、高温水供給式は68%以上であること。

②モード熱効率

JIS S 2075（家庭用ガス・石油温水機器のモード効率測定法）のモード効率試験を行い、モード熱効率が瞬間式は77.9%以上、瞬間貯湯式は78.9%、貯湯式は76.9%以上であること。

c) 湯沸効率

追いだき機能付の場合の湯沸効率は、循環加熱式（自然循環）は66%以上、循環加熱式（強制循環）は70%以上、高温水供給式は68%以上であること。

d) 給湯温度

給湯温度は、85℃以下であること。なお、高温水供給式の浴槽内の湯を加熱するための高温水については、I型の場合90℃以上、II型の場合80℃以上90℃未満であること。

e) 湯温の安定性

1) 瞬間式（可変湯温式）

出湯温度は、出湯量の変化に対し、設定温度±1.5K以内への収束時間が短いこと。また、出湯量温度の最高温度が60℃を超えないこと。

- 2) 瞬間式（選択湯温式）
出湯温度は、出湯量の変化に対し、設定温度±3.0K以内への収束時間が短いこと。
- 3) 瞬間貯湯式及び貯湯式（選択湯温式）
出湯温度は、設定温度±6.0K以内であること。
- f) 放熱特性
 - 1) 瞬間貯湯式
沸かし上げ、2時間経過後の平均放熱量は、186W以下であること。
 - 2) 貯湯式
沸かし上げ、10時間経過後の平均放熱量は、140W以下であること。
- g) 後沸き〔瞬間式〕
出湯を止めてから1分経過後及び1時間経過後に再び出湯し、到達する最高温度と設定温度との温度差が18K以内であること。
- h) 運転騒音
運転騒音は、給湯専用給湯機の給湯機能能力が44.2kW以下の場合に52dB(A)以下で、44.2kWを超えるもの並びに追いだき機能付給湯機については、54dB(A)以下であること。
- i) 自動機能
 - 1) 湯張り水位
追いだき機能付給湯機の自動湯張り運転による湯張り水位は、繰り返し作動させた時の水位差が小さいこと。
 - 2) 沸き上げ温度
追いだき機能付給湯機の自動沸き上げ運転による沸き上げ温度は、繰り返し作動させた時の温度差が小さいこと。
 - 3) 足し湯作動時の水位
追いだき機能付給湯機の自動足し湯作動時の水位は、自動湯張り時と水位差が小さいこと。
 - 4) 保温作動時の湯温
追いだき機能付給湯機の自動保温機能作動時の湯温は、自動湯張り時及び自動沸き上げ時との温度差が小さいこと。

1.2 安全性の確保

1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保

- a) 機器本体の耐圧
機器本体は、十分な耐圧強度を有すること。

1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保

- a) 操作性
操作部は、操作方法が容易で、高齢者、子供等を含めて誤操作による危険が生じないように工夫されたものであること。なお、メインリモコン(台所リモコン)には、浴室リモコンの湯温選択の優先機能を解除する目的のスイッチ等を設けてはならない。
また、音で報知する機能を有する操作部については、適切な音であること。
- b) 高温水供給式の火傷防止対策
 - 1) 温水停止後の浴槽内湯温確認

温水供給式にあっては、火傷防止対策が施されていること。

- 2) 浴室リモコンの追いだき機能操作部には、「誤操作防止を考慮した機構」を有すること。
- 3) 浴室リモコンには、追いだき機能作動時の「火傷防止のための表示等」の機能を有すること。

c) 雑音対策

交流電源を使用する機器は、誤作動やその他の異常発生防止対策、近接したテレビやラジオ等への雑音発生防止対策等をほどこすことにより、静電気、筐体設置放電、衝撃電流耐性、放射電磁界に関して異常がないこと。

1.2.3 健康上の安全性の確保

出湯水の水質

水道直結式のもの及び飲用を目的とするものの水質は、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年厚生省令第14号）の基準を満たすこと。

1.2.4 火災に対する安全性の確保

1.3 耐久性の確保

a) ケーシングの耐久性

ケーシングは、十分な耐食性及び塗膜の付着性を有すること。

b) 高温水遮断機能部の耐久性[スプリング式高温水遮断機能部を有する高温水供給式]

高温水遮断機能部は、十分な耐久性を有すること。

1.4 環境に対する配慮（この要求事項は、必須要求事項ではなく任意選択事項である）

1.4.1 製造場の活動における環境配慮

本項目を認定の対象とする場合は、製造場における活動が環境に配慮されたものであること。

1.4.2 石油給湯機のライフサイクルの各段階における環境配慮

本項目を認定の対象とする場合は、次の項目に適合すること。

1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮

環境負荷の低減に資する材料が調達され、又は環境負荷の低減に資するように配慮して材料が生産・製造されているなど、材料の調達時等における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮

製造及び出荷の際並びに流通させる際に、省エネルギー化を図るなど、製造・流通時における環境配慮の取組み内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.3 施工時における環境配慮

施工する際に、環境負荷が増大しない方法で施工できるよう配慮するなど、施工時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.4 使用時における環境配慮

使用する際に、省エネルギー化、低騒音化、汚染物質の排出抑制が図られるよう配慮するなど、使用時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮

更新する際に、互換性を確保すること等により、更新を行う施工者が適切かつ簡便に更新できるように配慮し、取外しの際、環境負荷が増大しない方法で取外しができるよう配慮するなど、更新・取外し時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮

適切にリサイクルや廃棄ができるよう配慮するなど、処理・処分時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

2 供給者の供給体制等に係る要求事項

2.1 適切な品質管理の実施

ISO9001、JIS Q 9001 又は同等の品質マネジメントシステムにより生産管理されていること。

2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保

2.2.1 適切な品質保証の実施

a) 保証書等の図書

無償修理保証の対象及び期間を明記した保証書又はその他の図書を有すること。

b) 無償修理保証の対象及び期間

無償修理保証の対象及び期間は、次の部品を構成する部分又は機能に応じ、一定の年数以上でメーカーの定める年数とすること。ただし、免責事項として次に定める事項に係る修理は、無償修理保証の対象から除くことができるものとする。

1) 熱交換器の瑕疵 3年

2) 1). 以外の部分又は機能(施工の瑕疵を含む) 2年

<免責事項>

1 住宅用途以外で使用した場合の不具合

2 ユーザーが適切な使用、維持管理を行わなかったことに起因する不具合

3 メーカーが定める施工説明書等を逸脱した施工に起因する不具合

4 メーカーが認めた者以外の者による住宅部品の設置後の移動・分解などに起因する不具合

5 建築躯体の変形など住宅部品本体以外の不具合に起因する当該住宅部品の不具合、塗装の色あせ等の経年変化または使用に伴う摩耗等により生じる外観上の現象

6 海岸付近、温泉地などの地域における腐食性の空気環境に起因する不具合

7 ねずみ、昆虫等の動物の行為に起因する不具合

8 火災・爆発等事故、落雷・地震・噴火・洪水・津波等天変地異または戦争・暴動等破壊行為による不具合

9 消耗部品の消耗に起因する不具合

10 電気・給水の供給トラブル等に起因する不具合

11 指定規格以外のガス・電気等を使用したことに起因する不具合

12 熱量変更に伴う調節等

13 給水・給湯配管の錆び等異物流入に起因する不具合

14 温泉水、井戸水などであって水道法に定められた飲料水の水質基準に適合しない水を給水したことに起因する不具合

2.2.2 確実な供給体制の確保

- a) 製造等についての責任体制及び確実な供給のために必要な流通販売体制が整備・運用されていること。

2.2.3 適切な維持管理への配慮

2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮

使用者、維持管理者等による維持管理がしやすく、製品や取替えパーツの交換作業が行いやすい製品であること。

2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮

- a) 構成部品について、取替えパーツ(消耗品である場合はその旨)について明確にしていること。
- b) 主要な構成部品について、設計耐用年数及びその前提を明確にしていること。
- c) 取替えパーツの部品名、形状、取替え方法等が示された図書が整備されていること。また、取替えパーツのうち、消耗品については、交換頻度を明らかにすること。
- d) 住宅部品の生産中止後においても、取替えパーツの供給可能な期間を10年以上としていること。

2.2.4 確実な維持管理体制の整備

2.2.4.1 相談窓口の整備

- a) 消費者相談窓口を明確にし、その機能が確保されていること。
- b) 消費者相談窓口やメンテナンスサービスの担当者に対して、教育訓練を計画的に実施していること。

2.2.4.2 維持管理の体制の構築等

維持管理の体制が構築されているとともに、その内容を明確にしていること。

2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理

維持管理の実施状況等について、適切に情報を管理できるようになっていること。

2.3 適切な施工の担保

2.3.1 適切なインターフェイスの設定

他の住宅部品、建築構造体等とのインターフェイスが適切であること。

2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保

施工方法・納まりが適切に定められているとともに、施工上の禁止事項、注意事項、留意事項が定められていること。

3 情報の提供に係る要求事項

3.1 基本性能に関する情報提供

機能性、安全性、耐久性、環境負荷低減等の部品に関する基本的な事項についての情報等が、わかりやすく表現され、かつ、カタログその他の図書及びホームページにより、提供されること。

3.2 使用に関する情報提供

使用についての情報をわかりやすく記載した取扱説明書、及び保証書が所有者に提供されること。

3.3 維持管理に関する情報提供

維持管理に関する情報が、わかりやすく表現され、かつ、カタログその他の図書及びホームページにより、維持管理者等に提供されること。

3.4 施工に関する情報提供

施工に関する情報が、わかりやすく表現されている施工説明書により、施工者に提供されること。

- a) 「2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保」に係る情報が、わかりやすく表現されている施工説明書により、施工者に提供されること。
- b) 品質保証に関する事項を記載した施工説明書等が、施工者に提供されること。

Ⅲ. 付加認定基準（石油給湯機(潜熱回収型)）

（環境の保全に寄与する特長）

1. 認定基準Ⅱ. 要求事項の1. 住宅部品の性能等に係る要求事項、1.1 機能の確保、b)は、次のとおり読み替えて適用する。

熱効率は次のいずれかによること。

- ①定格効率

連続給湯効率は95%以上であること。

- ②モード熱効率

モード熱効率は86.9%以上であること。

2. 認定基準Ⅱ. 要求事項の1. 住宅部品の性能等に係る要求事項、1.4 環境に対する配慮は、必須要求事項とする。

Ⅳ. 附則

1. この認定基準（石油給湯機 BLS OH：2015）は、2015年8月31日から施行する。
2. この認定基準の施行に伴い、改正前の認定基準（石油給湯機 BLS OH：2012）は廃止する。
3. この認定基準の施行の日に、既に改正前の認定基準に従って認定又は変更の準備を行っていた者については、この認定基準の施行の日から3か月を超えない日までは、改正後の認定基準を適用しないものとする。
4. この評価基準の施行の日以前に既に改正前の評価基準に従って優良住宅部品認定規程第16条第1項の認定を受けており（3.により施行の日以後に改正前の評価基準を適用して認定を受けた場合を含む。）、かつ、認定が維持されている優良住宅部品に係る評価基準は、優良住宅部品認定規程第28条第1項の期間内においては、改正前の当該評価基準を適用する。

優良住宅部品認定基準（石油給湯機）

解 説

この解説は、「優良住宅部品認定基準（石油給湯機）」の改正内容等を補足的に説明するものである。

I 今回の改正内容

免責事項の表現の統一【Ⅱ. 2. 2. 1】

Ⅱ 基準改正の履歴

【2013年3月15日施工】

「モード効率試験」の追加

改正省エネルギー基準（平成25年3月改正）及び低炭素建築物の認定基準におけるエネルギー消費量の算定に使用される効率は、JIS S 2075（家庭用ガス・石油温水機器のモード効率測定法）に基づいたモード熱効率の値が用いられるため、これに対応すべく本試験法を採用すると共に、性能評価基準値を測定することとする。（これまでの定格効率との併記とする）

【2008年10月1日施行】

全品目の基準を対象に、既認定部品が基準改正後も認定が維持されている間（認定の有効期間内）は旧基準により認定されていることを明確にするため、附則においてその旨の文を追記する

【2008年4月1日施行】

BL-bs基準の制定

【2006年7月25日施行】

浴室リモコンでの給湯温度優先設定時に台所リモコンで優先解除が行えるスイッチ等の禁止

【2005年12月28日施行】

- a) 認定基準の性能規定化と充実
- b) 標準的評価方法基準の制定
- c) 連続給湯効率及び湯沸し効率の改定

【2005年9月9日公表・12月1日施行】

施工方法の明確化等の変更【Ⅱ 9. (4) 12. (1) (2) (3)】

【2004年4月1日施行】

- a) 給水装置の構造及び材質の基準に関する厚生労働省令の一部改正に伴う変更【Ⅱ 7(4)1】
- b) 連続給湯効率、湯沸し効率について【Ⅱ 7. (7)】

【2002年4月1日施行】

- a) 給水装置の構造及び材質の基準に関する厚生労働省令の一部改正に伴う変更【7.(4)】
- b) J I Sの改正に伴う変更

【2002年3月28日公表・2002年6月28日施行】

- a) 高温水供給式の火傷防止対策【II 7.(3)2)】
- b) 高温水遮断機能部の耐久性【II 7.(6)4)】
- c) 火傷防止に対する警告表示【II 10.(4)】
- d) JIS S 3031(石油燃焼機器の試験方法通則)の改正に伴う変更

【2000年10月31日公表・施行】

優良住宅部品の保証制度の拡充に伴う変更【12.(1), (2)】

【2000年7月10日公表・施行】

- a) 追いだき配管の配管接続径の追加【II 6.(2)】
- b) 配管配列のルールの変更【II 6.(3), (4)】
- c) 瞬間貯湯式の「湯温の安定性」について【II 7.(1)7)】

【1999年8月20日公表・施行】

- a) 自動機能の湯はり・足し湯作動時の水位の規定値の変更【II 7.(1)16)】
- b) 出湯水の水質の性能確認方法の変更【II 7.(4)】
- c) 連続給湯効率の規定値の変更【II 7.(7)3)】